様式第４号－２

障害者の雇用状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業　　　　　種 | | | １　農業・林業　　　２　漁業　　　３　鉱業、採石業、砂利採取業　　　４　建設業  ５　製造業　　　６　電気・ガス・熱供給・水道業　　　７　情報通信業  ８　運輸業、郵便業　　　９　卸売業・小売業　　　10　金融業・保険業  11　不動産業、物品賃貸業　　　12　学術研究、専門・技術サービス業  13　宿泊業、飲食サービス業　　　14　生活関連サービス業、娯楽業  15　教育、学習支援業　　　16　医療、福祉　　　17　複合サービス事業  18　サービス業(他に分類されないもの)　　　19　その他（　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
|
| 申請する事業所 全体の雇用状況 | | | ①　常用雇用労働者数　※１ (短時間労働者数を除く。) | | | 人 | | ②　短時間雇用労働者数　※２ | | | 人 | |
| ③　算定基礎労働者数 　　　　（①＋（②×0.5）） | | | 人 | | ④　除外率　※３ （該当業種の場合に記入） | | | ％ | |
|  | うち障害者雇用状況 |  | |  | 実人数 | | 算定数 | |  | 実人数 | | 算定数 | |
| 常用労働 障害者数 | | ⑤　身体障害者数 |  | | ⑤×1 | | ⑥　重度身体障害者数 |  | | ⑥×2 | |
| ⑦　知的障害者数 |  | | ⑦×1 | | ⑧　重度知的障害者数 |  | | ⑧×2 | |
| ⑨　精神障害者数 |  | | ⑨×1 | |  | | |  | |
| 短時間労働障害者数 | | ⑩　身体障害者数 |  | | ⑩×0.5 | | ⑪　重度身体障害者数 |  | | ⑪×1 | |
| ⑫　知的障害者数 |  | | ⑫×0.5 | | ⑬　重度知的障害者数 |  | | ⑬×1 | |
| ⑭　精神障害者数※４ |  | | ⑭×1 | |  | | |  | |
| 特定短時間労働障害者数 | | ⑮　重度身体障害者数 |  | | ⑮×0.5 | | ＊1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者を「特定短時間労働者」といい、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者のカウントについては、令和6年4月より1人をもって0.5人とすることとなりました。 | | | | |
| ⑯　重度知的障害者数 |  | | ⑯×0.5 | |
| ⑰　精神障害者数 |  | | ⑰×0.5 | |
| ⑱　労働障害者数合計（⑤～⑰までの実人数の合計） | | | | | | | | 人 | | | |
| ⑲　算定基礎障害者数（太枠内の算定数の合計） | | | | | | | | 人 | | | |
| ⑳　障害者の雇用率（⑲÷③×100　　＊小数点第３位を四捨五入） | | | | | | | | ％ | | | |

■記入にあたっての注意事項

★常用雇用労働者とは１週間の所定労働時間が20時間以上で、１年を超えて雇用される見込みがある、または１年を超えて雇用されている労働者をいいます。このうち、１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は、短時間労働者となります。なお、パートやアルバイトでも要件に当てはまれば常用雇用労働者に含まれます。

★障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく就労継続支援A型事業所利用者は、雇用契約があっても算定に含めないでください。

※１　週30時間以上勤務する労働者の人数を記入してください。

※２　週20時間以上30時間未満の労働者及び重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（週10時間以上20時間未満の労働者）の人数の合計を記入してください。

※３　雇用状況④欄の除外率を適用される事業所の場合は、「①＋②×0.5－((①＋②×0.5)×④)」により算出した数を③欄に記入してください。（「(①＋②×0.5)×④」は１人未満の端数切捨）

　④欄への記入は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）別表第４の除外率設定業種に掲げる業種に該当する場合に限ります。

※４　精神障害者である短時間労働者の算定方法の特例措置の延長により、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定してください。